

日本共産党熊本市議団の山部洋史です。

今回の第3回定例議会では、昨年度の決算報告がなされています。決算を通して、改めて、熊本地震に対して本市がどう向き合ってきたかを考えるきっかけになっています。

そういう意味では、本日の質問は熊本地震の取り組みに関するものの分量が多くなっております。また、その他大事だと思う点を質問させて頂く予定です。

都合上、発言通告の順序を一部入れ替えて質問させて頂きます。

よろしく申し上げます。

まず、市長も先日の議案提案理由説明で述べられていましたが、北朝鮮の度重なる国際社会への軍事的挑発行為、とりわけ通告なしに日本列島の上空を飛び越える弾道ミサイルを発射するというきわめて危険な行為に対し、日本共産党としても満身の怒りを込め、抗議いたします。

北朝鮮に対しては、これらの挑発行為を直ちに中止し、米国、韓国はじめ、国際社会が要請している無条件での対話に応じるよう強く求めるものです。また、こうした核開発については、国連において、核兵器禁止条約が採択されるなど、大きな動きが始まっています。そうした事を受け、まずは国政の分野で、核兵器禁止条約について市長の見解をお伺いしたいと思います。

1. (国政) 核兵器禁止条約について

今年7月にニューヨークの国連本部で開かれた「核兵器の全面廃絶につながる、核兵器を禁止する法的拘束力のある協定について交渉する国連会議」は、核兵器禁止条約を、国連加盟193カ国の63%にあたる122カ国の賛成で採択しました。

人類史上初の核兵器禁止条約の採択は、日本の被爆者をはじめ「核兵器のない世界」を求める世界各国と市民社会の多年にわたる共同のとりくみが結実した、文字通り、歴史的な壮挙と言えるものです。

条約は、核兵器を全面的に違法化するものであるとともに、核兵器完全廃絶に不可欠な核保有国とその同盟国の条約参加にも門戸を広く開いています。また、国際社会がここに到達するまでの「ヒバクシャ」や「市民」の役割が強調されていることも重要です。本市においても、年齢を重ねられた被爆者の方が街頭に立ち、20年以上も核兵器廃絶の署名活動を続けられていますが、こうした方々の願いにしっかりと答えるべきであると考えます。

1945年8月の原子爆弾の投下で、一瞬にして廃虚となった広島市・長崎市では、多くの尊い命が奪われ、戦後70年以上経過した現在でも、多くの被爆者や2世、3世のみなさんが後遺症などで苦しんでおられます。原子爆弾による悲劇が二度と繰り返されることのないよう、広島・長崎両市は一貫して核兵器の非人道性を訴え、世界へ核兵器廃絶を求め続けてきました。

1982年6月に、ニューヨークの国連本部で開催された第2回国連軍縮特別総会において、当時の荒木武・広島市長が、世界の都市が国境を超えて連帯し、ともに核兵器廃絶への道を切り開こうと「核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画」を提唱し、広島・長崎両市長から世界各国の市長宛てにこの計画への賛同が求められました。

平和首長会議は、この趣旨に賛同する都市(自治体)で構成された機構で、1991年に国連のNGO

に登録されました。世界の都市の緊密な連携によって、核兵器廃絶を実現させ、世界恒久平和の実現に寄与することを目的としています。現在、世界では 7417 自治体が加盟しており、2010 年に熊本市も加盟しました。

また、戦後 50 年の節目に当たる 1995 年、熊本市は「平和都市宣言」を行い、「再び戦争の惨禍を繰り返さないことを誓うとともに、人類共通の願いである世界の恒久平和の達成を希求し、ここに『平和都市』を宣言する」と高らかに表明しました。

核兵器廃絶の実現を目的とした平和首長会議の加盟都市として、また「平和都市宣言」を行った自治体の長として、このたび国連で採択された「核兵器禁止条約」の意義について見解をお聞かせください。

残念ながら、国連での採択の折、日本政府は会議に参加をしませんでしたが、世界で唯一の戦争における被爆国の政府として、被爆者の願いに応えるならば、歴史的な「核兵器禁止条約」を速やかに批准すべきです。

2015 年第 1 回定例会で益田議員が行った「核兵器禁止条約交渉への参加要請」の質問に対し、大西市長は「私としては、我が国は世界で唯一、戦争の放棄をうたった平和憲法を掲げる国であり、また、世界で唯一の被爆国であることから、世界の核廃絶、核軍縮をリードしていく気概を持たなければならないと考えております。」との答弁をされています。

平和首長会議の加盟自治体は、2020 年までの核兵器廃絶を目指し、そのための交渉を推進することが約束されています。この点からも、今回の「核兵器禁止条約」を多くの国が批准し、早期に核兵器廃絶という目標が達成されるように本市としても取り組んでいかなければならないと思います。

そういう意味で市長には、国に条約の早期批准を求めていると期待したいと思いますが、いかがでしょうか。大西市長に伺います。

(答弁)

(返し)

ありがとうございました。

市長の核廃絶の強い思いのこもった答弁、私もしっかりと受け止めました。

政府には、核兵器廃絶に向けたリーダーシップを期待しているとのことでしたが、ぜひ条約の批准を市長としても、国に強く求めて頂きたいと思います。宜しくお願いします。

2. 熊本地震について

つづいて、熊本地震への取り組みについて伺います。

熊本地震から 1 年 4 か月が経過しました。

市内には、解体が終わったあとも更地のまま放置されている土地が目立つようになったほか、屋根にブルーシートがかぶせられている家も多く残されるなど、住宅や生活の再建に多くの課題が残

されている状態です。

また、擁壁崩壊や液状化などの宅地被害も、7, 200件と推計されており、多くの世帯で復旧のめどが立っていません。

いま復興のあり方、進め方をめぐり、大きな岐路を迎えています。

すべての被災者の生活と生業を取り戻すための支援をして、地域や地域経済の再建については、住民合意を尊重しながら施策をすすめていくのかが問われています。そうしたなか、本市が策定した「震災復興計画」では、経済成長を牽引する取り組みとして、中心市街地によるMICE施設整備が位置づけられています。

これは、先週の熊日新聞に寄せられた読者の声ですが、「自宅を解体し、みなし仮設住宅に入っている。生活再建の見通しが立たず、MICEなど正直よそ事ではありません。被災者の生活再建と大型再開発について、市は車の両輪ととらえていると思いますが、再開発と並行して、災害公営住宅の整備などもスピード感を持って取り組んでほしい」という声でした。

多くの市民が被災し、いまだ家屋の修復にも着手できない、仮設入居後の住宅も確保できていない、宅地の復旧もままならない状況のもとで、450億も使うような大型施設に巨額の予算を投じることにより市民の理解が得られるのでしょうか。

いま必要なことは、被災者ひとり一人の実情に寄り添い、国・県・市が連携し、被災した住民の最後のひとりまで支援を粘り強く進めることです。

そうした立場にたって、本日は質問させていただきます。

2. (1) 支援制度の打ち切りについて

まずは、支援制度の打ち切りについてです。

2016年度末をもって受付が終了された支援制度が多くあります。しかし4月以降も罹災証明の発行件数は多く、地震発生から1年4か月たった現在も受け付けがおこなわれています。

具体的な件数を申しますと本年度4月から7月末までの罹災証明、1次調査の受付件数は、7,855件。交付件数は8,409件にのぼります。

交付の内訳は、一部損壊が7,471件、半壊が873件、大規模半壊が42件、全壊が33件で、支援制度が受けられる半壊以上の世帯が、948件もあるのが現状です。

市長は、3月議会の答弁で「被災住宅の応急修理やみなし仮設住宅など、罹災証明の区分に基づく生活再建支援制度については、個別事情にあわせて申込み可能としているところでございます」と答弁されました。しかし実際には、やっと罹災証明が出たが、肝心の支援制度を受け付けてもらえないという相談が寄せられている実態があります。

そこでまずお尋ねします。

今現在、支援が打ち切られた制度がいくつあって、そのことによって、どれだけの被災者が支援を受けられなかったか、把握されていますか。

また、罹災証明の発行について、今現在調査中の件数、そしていつまでに調査が終わると見込んでおられますか。

政策局長、並びに財政局長におたずねします。

(答弁)

(返し)

ただ今、26もの支援制度が打ち切られているとの答弁でした。しかし、肝心の、どれだけの被災者が支援を受けられなかったか、その実態把握がされているのか、いないのかのお答えがありませんでした。

そこで、再度お尋ねします。

制度が打ち切られたことによって、どれだけの被災者が支援を受けられなかったか、把握されていますか。

(再答弁)

(再々質問)

制度打ち切りによって、どれだけの被災者が支援を受けられなかったのか、把握されていないようです。

そこで市長に伺います。

市長は、本年度を「復興元年」と位置付けられていますが、支援を打ち切っては真の復興、市民の生活再建はなしえません。市長が、すべての被災者が元の生活を取り戻していくまでしっかりと支援していこうとお考えなのであれば、支援を受けられなかった人、困っている人の現状をきちんと把握すべきではないでしょうか。

(答弁)

支援を受けられなかった被災者の把握については、この熊本地震において、現行の支援制度のどの部分が不足しているのか、次の支援へとその枠を拡充していくためにも、ベースとなる重要なものであると考えます。

被災者の最後の一人まで、しっかり支援していくという意味でも不可欠であると考えましたので、おたずねしました。

最初の答弁にありましたように、今でも罹災証明の発行が1日当たり数件、新規に申請されているということです。その方々が受け取った罹災証明で、受けられる支援がきちんと受けられるよう対応していただくことをお願いして、次の質問に移ります。

2. (2) 各種支援制度について

次に、具体的に支援が打ち切られた制度、また今後期限が迫っている支援制度についておたずね

します。

まず、みなし仮設の入居についてですが、昨年度3月末までに罹災証明の発行が遅れるとの「理由書」の届け出を行っていない限りは支援制度が受けられません。また、「理由書」を提出済みの場合でも、5月末日までに入居を済ませなければなりません。

2次、3次調査など経て、罹災証明の発行が6月以降になった方は、半壊以上など支援の要件にあったとしても、みなし仮設への入居ができません。ご存じのように、みなし仮設住宅については、全壊、若しくは大規模半壊、更には現在の住居で生活するうえで危険と判断された半壊認定の方が利用でき、すく少なくとも2年間は、家賃の補助があります。当然、震災後、家を失い、民間の賃貸住宅に移り、罹災証明の結果に納得がいらず、罹災証明発行まで1年以上かかった世帯もあります。こうした方が、行政が引いた期限により、本来受けることができる支援制度を受けることができないということは、公平な被災者支援とはいえません。

しかし、「理由書」の届出以前に、罹災証明の発行が遅れているのは、一方で行政の責任もあるはずです。そこでお尋ねします。

第一に、

罹災証明の発行が遅れたためにみなし仮設住宅等の支援が受けられなかった人には、罹災判定にみあった支援を速やかに提供すべきではありませんか。

都市建設局長におたずねします。

二点目に、各種税の減免についてです。市民税の減免については、罹災判定に納得がいらず何度も調査をして、今年4月やっと半壊の認定をうけた方が、2016年度の市民税の減免については、減免受付の締め切りが3月末までということで減免できなかったという相談がありました。税の減免については、固定資産税も同様に受付が終了しています。

いっぽうで国民健康保険料の減免は、昨年分まで遡って減免をおこなっており、被災者の実態や制度の整合性からいっても、市民税および固定資産税の減免もさかのぼって行う必要があるのではないのでしょうか。

財政局長におたずねします。

3点目として、ほかにも半壊以上の罹災証明があれば、受けられる支援があります。それらについても支援が受けられようにすべきではないのでしょうか。

授業料、就学援助等については、前年度分を還付および給付をすべきではないのでしょうか。

教育長におたずねします。

(答弁)

(返し)

みなし仮設の入居については、罹災証明の発行の遅れのために入居できないという世帯がないように、きちんと相談・受け付けをおこなっていただくようお願いいたします。

また、6月以降に罹災証明を発行した人には、再度、どの支援制度が利用できるのかを、お一人お一人にしっかりと説明していただくよう、要望いたします。

2. (3) 国保、介護、後期高齢者保険料等の減免、ならびに国保医療費の窓口負担免除について

次に、各種保険料の減免、および国民健康保険医療費の窓口負担免除についておたずねします。

今年2月末で打ち切り予定だった、国民健康保険医療費の窓口負担免除は9月末まで延長されました。しかし、まもなくそれも終了しようとしています。

長期にわたる避難生活にくわえ、住環境が大きく変わる仮設住宅での生活を送る中で、健康被害や重症化の防止対策は欠かすことができません。また、住宅再建に向けた経済的な負担などが重くのしかかる被災者にとって、医療費の窓口負担免除はなくてはならない支援制度となっています。

東日本大震災においては、震災がおこった2011年3月以降、2012年9月までは全額、国の負担で実施され、2012年10月以降は、国からの補助率が8割となるなか、各自治体で対応が分かれました。

支援打ち切りを行った宮城県に対し、岩手県では、県と市町村との連携により期限延長がなされ、岩手県の達増知事は「多くの被災者が仮設住宅などで不自由な生活を余儀なくされており、引き続き医療や介護サービスを受ける機会の確保に努める必要がある」と支援の必要性を訴え、現在でも医療費減免が継続している状況です。

医療費の打ち切りが行われた宮城県における聞き取り調査では、「糖尿病、高血圧、ぜんそくなど治療費が払えない。すぐ命にかかわるもの以外は治療をやめる。(石巻市の56歳男性)」、「通院を減らす(石巻市、65歳女性)」などの声が寄せられています。

昨年3月に放送されたNHKスペシャルでは、辻内琢也、早稲田大学人間科学学術院准教授の調査において、震災後、持病が悪化した人が35%にのぼり、震災後新たな病気にかかった人が40%になったとの結果が示されています。とりわけ自覚症状のない「高血圧、高脂血症、糖尿病」や、精神疾患、更には心臓病、腎臓病などへの罹患が主な特徴となっています。

これまで、国の国財源措置が示された部分については制度の延長、更新がなされてきたわけですが、その財源措置が終了となった途端、支援を打ち切るというのでは、国政のあらゆる弊害から、住民の生活を守る防波堤でなければならない自治体の役割としては、余りにも不十分ではないでしょうか。

国の財源措置がなくなったとはいえ、通常でも8割の国の補助があるわけです。残りの2割を県と市町村で負担し、実際に医療費減免を継続している自治体がある訳で、そうした姿勢を本市も学ぶ必要があるのではないのでしょうか。

各種、保険料減免や窓口負担免除については、国の財政支援がなくなったとしても、自治体独自に支援に踏み出し、そうしたなかで、国からの財政措置をあらためて求めていく、国の責任を明確にするということが大事です。また、同時に、本市でも県都連携し、医療費の窓口負担減免について9月以降も継続すべきだと思いますがいかがでしょうか。

大西市長におたずねします。

2. (4) 一部損壊世帯への支援について

続けて、一部損壊世帯への支援について伺います。

一部損壊について、家屋修理費100万円以上の世帯、ひとり親、非課税世帯への支援は行われていますが、まだ多くの方が、何の支援も受けられずにいます。住宅地を見まわせば、いまだ屋根にブルーシートがかかっている住宅が多く見受けられます。屋根の損壊は、家屋全体に被害をもたらす原因となります。

そこでお尋ねします。

第一点目として、一部損壊ではあっても、修理に手がついていない世帯の状況について、市として調査を行い、把握すべきではないでしょうか。

2点目として、現行の一部損壊支援は大多数が対象外です。すべての被災者を救済する立場で、一部損壊世帯への更なる支援拡充をすべきですが、いかがでしょうか。

以上、続けて大西市長におたずねします。

(答弁)

(返し)

保険料減免や窓口負担免除については、

熊本地震の特徴として、直接、地震が原因で亡くなられた人よりも、その後の震災関連死が圧倒的に多いことがあげられます。本市においても本年5月25日時点で、その数を見ましても震災直接死4人にたいして、災害関連死は66人に上ります。未曾有の大地震でせっかく助かった命が、その後の体調悪化などが原因となり、亡くなられてしまうというのは、余りに痛ましいことです。

応急仮設住宅での体調悪化などを防ぐ意味でも、医療、介護面での支援継続が必要です。こうした支援の打ち切りは、受診抑制をもたらし、持病の悪化など招きかねません。

市が独自に制度を延長した場合、費用の8割は国の負担なので、国保、介護、後期高齢者医療合わせても必要な負担額は、約8億円です。確かに大きな金額ですが、国保会計だけでも予算規模は1,000億円あるので、市がやる気になればできることではないでしょうか。そういう意味で、市長の姿勢が問われます。

国や県の対応待ちなどではなく、本市が被災者の健康を守るために主体的に取り組むことを強く求めます。

次に、一部損壊世帯の支援については、大西市長もこの7月に熊本連携中枢都市圏の国への要望書で「一部損壊世帯も支援金の支給対象とすること」を要望されたように、その必要性を十分認識されているところだと思います。

今(こん)定例議会に、7月の台風3号被害関連の補正予算が約4億円組んであります。

この台風の被害では、屋根に損壊を受けながら修理に着手できず、それまでブルーシートでしのいでいた一部損壊世帯で、台風により屋根が大きな損傷を受け、大規模半壊に被害が広がったというお宅がありました。

一部損壊世帯でも、今後なんら補修がされなければ、被害が拡大することになりかねません。特

に屋根の被害は、家屋全体に被害が拡大することにつながりますので、せめて、屋根の被害は復旧できるような一部損壊への支援が必要ではないでしょうか。実施をお願いしておきます。

2. (5) 仮設住宅の入居延長について

つづいて、震災からの復興に不可欠な住まいの再建と確保についておたずねします。

まずは、仮設住宅ならびにみなし仮設住宅の入居期間延長についてです。

仮設入居から約一年。次の住まいの見通しが立つまでは、延長を行う必要があります。

仮設住宅での訪問調査でも、住宅の支援が必要と答え方が7月末現在で、全体の42%にもものぼりました。

なかでも本市仮設の90%以上を占めるみなし仮設の場合、家賃が6万円までということもあり、地震前よりも高い家賃の賃貸住宅に住んでいる方が多いのが実態です。ただでさえ震災で物件が不足していることに加え、なかには家賃の便乗値上げも見受けられ、家賃相場が高止まりしている状況で、入居期限後、自らが家賃負担をしなければならなくなったときに、果たして高い家賃を払い続けるのか、転居を余儀なくされるのか、見通しが立たず不安だという声が寄せられています。

大西市長は本年1月の記者会見で、仮設住宅の入居期間について延長を検討する考えがあることを明らかにされました。入居期間延長については、県とも連携し政令改定などを国に求めていくことが必要になってくると思います。

そこでお尋ねします。仮設住宅の入居期限延長の必要性について、今現在どのようにお考えか、また国へどのような要望をなされているのか。

都市建設局長にお尋ねします。

続けて、災害公営住宅の整備についてお聞きします。

2. (6) 災害公営住宅に整備について

昨年の私の一般質問では、仮設住宅・みなし仮設入居者への聞き取りで、災害公営住宅への入居希望は約480世帯、それに対して150戸の新規公営住宅の整備を予定し、不足分については、既存の市営住宅のストックを充てるとのことでした。

その点について、私からは、震災前から市営住宅は、入居倍率5倍～8倍で一般の方がなかなか入居できない現状であることから、一般の方に住宅を供給できないような市営住宅を代替するようなやり方ではなく、災害公営住宅の抜本的な拡充が必要であることを指摘いたしました。

現在でも、市営住宅ストックの代替案の弊害として、一般入居者への定期募集に住宅がすべて出されていない状況が続いており、「空き室があるのに、出して欲しい」という要望が多く寄せられています。特に、単身高齢者用の一階の住宅がほとんど募集に出されていない状況です。

本年5月に復興総室が改めて発表した仮設住宅入居者対象の「市営住宅への入居意向調査」の結

果では、推計希望数が昨年の480世帯から1,259世帯へと増えていました。これは、調査回答者の28%にあたります。

しかし、仮設の大半を占めるみなし仮設では、郵送調査しか行われておらず、回答が返送されず、調査で把握できていない人が多数います。

実際に、同じく復興総室がおこなった、直接訪問による、約9,600世帯対象の聞き取り調査では、住宅の支援が必要と答えた世帯は3,769世帯、全体の42%にのぼりました。

東日本大震災では、発災から6年たった今でも、プレハブの仮設住宅住まいを余儀なくされている方々があります。これは、ひとえに災害公営住宅の整備が遅れている弊害にほかなりません。

何よりも予定戸数150戸というのは、余りにも少なすぎます。

そこでお尋ねしますが、災害公営住宅の抜本的な整備が改めて求められていると思いますが、いかがでしょうか。

次に、災害公営住宅の不足を補う点では、市営住宅に入居を希望する一般の方々にしわ寄せがくる市営住宅のストック案以外にも、あらゆる手だてが必要です。

3点目として、民間賃貸住宅に入居される方については、公営住宅と比べ家賃が高くなる場合が多いので、公営住宅との家賃の差額を補助するなどしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

くわえて、国家公務員住宅、県職員住宅、郵政住宅など、県・国とも連携し、住宅に整備・貸し出しを行うべきではないでしょうか。

以上、都市建設局長におたずねします。

(答弁)

(返し)

仮設住宅の入居延長について、液状化などによる宅地復旧に時間を要することや、災害公営住宅の完成時期等を考えると、恒久的な住宅への移行が困難な世帯が存在することは、認識いただいているとのことですので、入居期限延長については、ぜひ実施されますようお願いいたします。

災害公営住宅の追加整備について検討されているとのことでした。ぜひ、入居希望者の意向を的確に把握していただき、抜本的な整備拡充を強く求めます。

また、民間住宅入居者への家賃補助も実施を、あわせてお願いいたします。

2・(7) 宅地被害について

次に、熊本地震の特徴である、宅地被害についておたずねします。

私が住む北区では、盛土された宅地が大規模に滑り落ちる被害が、急傾斜地に住宅が造成された

龍田地域、清水岩倉地域に多発しました。いずれの地域も、国の公共事業である宅地耐震化推進事業の調査対象となり、昨年度の調査設計を経て、本年度5地区で工事が始まります。

国庫補助の対象になれば、事業費用の大半は国の負担となり、残りの個人費用の部分も市が負担することになりました。また熊本地震では一部採択要件が緩和され、国庫補助の対象も増えました。しかし、それでも補助事業に該当するのは、市の推計でも宅地被害全体のわずか25%ほどです。

それ以外のものは、県の復興基金による補助がありますが、3分の1の自己負担があり、費用負担の問題で、補修をあきらめざるを得ないケースも出てきています。

私が相談を受けた、清水岩倉に住むAさんの場合をご紹介します。

今年4月、自宅敷地の境界に立つ隣の家の擁壁に、10センチ幅の亀裂が数本走っているのを発見しました。よく見ると擁壁の一部が外に膨らみせり出している「はらみ」もあります。すぐに業者を手配しようとしたのですが、数カ月待ち。仕方なくAさんは自費で生コンを購入、亀裂に流し込む応急処置をしました。

その後、国の補助事業に申請しましたが、要件に合わず却下。残るは県の基金による復旧となりますが、こちらは自己負担があります。

Aさんが土地の所有者に連絡すると、「経済的にとても補修のためのお金はなく、どうしていいかわかりません」といわれました。それでAさんが市に相談したところ「土地の所有者でなくても、Aさんが『管理者』として県へ申請することができる」といわれたそうですが、それではAさんの負担で補修をすることになります。

Aさんは、「自分の土地でもないし、費用もない。しかし、二次災害の恐れもあるので、他所へ転居することも考えなければならぬのだろうか」と肩を落とされていました。

東日本大震災の宮城県仙台市では、個人負担を10分の1にまで抑えました。

なによりも、こうした危険な宅地を放置したままでは、住民が地域にとどまることが困難になり、地域コミュニティの存続にもかかわってくる問題になりかねません。

そこで、おたずねします。

宅地復旧支援について、県の復興基金による支援制度の件数は、市の推計でも約5,500件とみられています。しかし申請受理されたのは8月現在で、790件しかありません。基金事業を申請する資力のない人が相当数いるのでは、と思われれます。

擁壁の被害などは、二次被害発生の恐れもあるため放置できませんが、一方で資力がないために補修へ踏み出せない実態があります。

基金を使った家屋や地盤の復旧を行う場合、まず50万円までは自己負担となります。そして50万円を超えた分について3分の1が自己負担となります。低所得者や高齢者にとってこの負担が重いと考えられます。

そうした、資力がなく申請できない人たちの実態把握はできていますでしょうか。

また、そうした人たちの支援のためにも、現行の基金事業について、低所得者・高齢者を考慮した支援拡充策が必要と考えます。助成拡充、加算金等を検討すべきではないでしょうか。

都市建設局長におたずねします。

(答弁)

(返し)

資力がない人たちのへの支援については、被災住宅再建支援金助成事業や住宅金融支援機構などの融資を紹介しているとのことですが、そうした融資を受ける資力がない人たちをどう支援するかが問われています。

従来から繰り返されてきた、個人の資産形成に資する部分には税金は使えない、などの理由を挙げるのではなく、支援制度が、本当に被災者に寄りそったものになっているのかが求められています。

例にあげたAさんは、転居せざるを得ないとまで考えています。危険宅地の二次災害を防止する意味でも、さらなる助成拡充等の検討を求めます。

2. (8) 液状化被害について

続いて液状化被害について、おたずねします。

市長はこれまで、復旧・復興に多額の費用を必要とする液状化については、重点要望として国への要望を行うなど取り組んで来られました。

液状化は、被災した家屋とその地盤の復旧を必要とし、被災世帯の負担も大きいことから、この間、基金による補助制度がつくられるなど支援が拡充されてきました。また、公共事業として宅地液状化防止事業を実施する候補地が検討され、公共施設と宅地との一体的な液状化対策が可能な地区として、特に液状化被害が顕著であった近見地区が候補となり、対策がすすめられようとしているところです。

液状化した地区では、とにかく様々な面で住民の負担が大きいこと、高齢者にとっては多額の住民負担は耐え難いことなどの声が聞かれます。液状化対策は、これからが本格的な実施段階へと入っていきませんが、住民不安に応える立場でお尋ねいたします。

まず第一に、現在、公共事業として「宅地液状化防止事業」の対象地区となり、準備がすすめられている近見地区で実施予定の「地下水位低下工法」では、実証実験を行い、その効果や不具合を検証しながらすすめていきます。

しかし、専門家の指摘でも、実施後の更なる地盤低下や水漏れ等は、100%回避することはできないとのことであり、万が一、新たな地盤沈下等が発生した場合、その救済措置についても検討しておく必要があります。その場合、被災者に新たな負担を求めず、市の負担で救済する道を検討していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

2点目として、「地下水位低下工法」では、運営コストとして、事業完成後の維持管理費の負担が出てきます。同じ「地下水位低下工法」で液状化対策事業を実施した千葉市の場合で、30年間13万円程度だと伺いました。

そもそも完成後の維持管理費は、公共事業でつくった施設の管理なので自治体が行うべきです。完成後の施設管理は市の負担で行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

3点目、近見地区で開かれた説明会では、今でも地盤が動いている、地面にひび割れが起こったり、家が沈んでいるとの声がありました。

地域の中にはまだまだ不安があるということです。地震から1年4カ月以上経ちましたが、液状化の発生している地域の現在の状況について、市として状況把握をし、不安に応える窓口を設置するなどの対策が必要ではないでしょうか。

4点目として、近見地区以外に液状化した区域は多数あります。液状化した地区の被害戸数、そのうち「宅地液状化防止事業」の対象地区となりうる戸数、基金事業で対応することになる戸数、液状化被害を受け基金事業に応募されている戸数をお尋ねします。

また、近見地区以外で「宅地液状化防止事業」の対象地区となりうる地域における事業の取り組み状況、今後の見通しをご説明ください。

基金事業について、申請がすすんでいない原因をどのように考えているのか、今後基金事業を活用し復旧をすすめていくためにどのように取り組んでいかれるのでしょうか。あわせてお聞きします。

最後に、道路の復旧について、2点お尋ねします。

① 液状化している地域の道路の被災状況とその復旧状況、今後の見通しについてお尋ねします。

② 液状化した地域には、私道もかなりあります。住家や地盤の復旧に多額の費用がかかるために、近隣道路の復旧にまで新たな負担をする余裕がないというのが実情です。

現在、本市の私道整備補助金制度は、事業費の75%を補助で、上限を250万円としています。事業費は、対象となる道路の長さや形状によって場所により異なりますが、液状化した地区を走る私道の損傷にはなかなか手がついていません。基金事業として、あるいは市の一般財源を使い、熊本地震の復興事業として、通常の私道整備補助金に上乗せする形での、私道復旧への支援を検討できないでしょうか。

以上、都市建設局長位おたずねします。

(答弁)

(返し)

質問で述べましたように「地下水位低下工法」では、実証実験を行いながらすすめても更なる地盤沈下が100%ないとは言い切れないというのが専門家の見解です。地元の了承を得て進めるというのは当然ですが、問題が起こった時には行政の責任で対応することを要望しておきます。

維持管理費の負担についても、液状化した地区では家屋等の復旧に多額の費用がかかるので市が負担するよう、重ねて要望致します。

私道復旧にかかる補助についても、工夫はされているようですが、地元負担が限りなく少なくなるよう、75%の補助率を大幅に引き上げていただくようお願いしておきます。

3. 国保について

3. (1) 国保の都道府県単位化について

次に、国民健康保険の都道府県単位化について伺います。

2018年度から国保の都道府県単位化がスタートします。

都道府県化によって、国保財政は県が一括管理し、県が各市町村に納付金を割り当て、市町村が住民から集めた保険料を県に納付するかたちで、国保財政が運営されることとなります。

納付金は100%完納が原則です。県は、市町村ごとに医療給付費の水準や標準保険料率、標準的な収納率などの指標を提示することとなります。都道府県化によって、医療給付費水準の高い自治体や収納率が低い自治体などが「見える化」されるため、市町村には、給付抑制や収納率向上などの圧力が加えられることの根拠とされます。

いうまでもなく、今日の国保の危機を招いた原因は、国の国庫負担金の削減です。今、必要な取り組みは、国庫負担の引き上げによる保険料の引き下げ、保険証の引き上げや機械的な差し押さえの中止などです。

国保の都道府県化は、市町村の一般会計繰り入れをやめさせるための圧力を強化するものです。

今回の改革では、県に財政安定化基金が設けられ、給付増や保険料の収納不足などにより国保会計が財源不足となった場合に貸付ができるようにするので、一般会計からの繰り入れはしないでもいい説明されています。

しかし貸し付けは市町村からすればあくまで借金であり、返済しなければなりません。そうすると、いずれもっと保険料を引き上げるか、あるいは徴収強化をはかるかということになりかねません。

徴収強化という点では、本市の差し押さえ実績の年次推移を見ますと、2012年度の差し押さえ執行件数126件、執行額7,850万から、2016年度には執行件数、634件、執行額2億5,600万円へと飛躍的に伸びています。

差し押さえ項目も2015年度から給与や家賃収入など生活の糧となるものも追加されました。また年金も年金の受給権として差し押さえは禁止されているものの、年金が口座に振り込まれた直後には預金債権として差し押さえしている実態がわかりました。

私たちのところへは、分納相談に訪れ、約束通りに納めてきたものの、新年度になり納付書が届かないために一時支払いがストップしていた方に、督促状も催告状も送られないまま、突如、通帳預金が差し押さえられたとの相談も寄せられました。

たださえ本市ではこうした差し押さえの年次実績が増えているところに、今回の制度改正を理由に、機械的な債権徴収強化が図られることを大変懸念するものです。

そこでお尋ねします。

第一に、県に運営が変わるなかで、保険料が上がらないようにするためにも

市としては、一般会計法定外繰り入れを引き上げるべきではないでしょうか。

また、保険料決定など、本市における独自の取り組みを、責任をもって継続することも求めます。

2点目として、今回の制度改定を理由に徴収、差し押さえの強化をしないこと。

3点目として、国民皆保険制度を守り、発展させ、払える保険料とするため、国保の国庫負担の大幅引き上げを国にしっかりと求めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉局長におたずねします。

(答弁)

(返し)

熊本市の保険料は、両親と子供2人の年間所得200万円のモデル世帯において年間39万9070円です。政令市中、ワースト1位という不名誉な順位です。年間所得の5分の1が保険料で消えていく。まさに負担の限界を超えた高負担だといわざるを得ません。

本市の累積赤字の拡大については、いうまでもなく国保の赤字補填への支援額が2015年度以降大幅に減額されたからにほかなりません。

国においては2016年度、低所得者への保険料軽減のための1700億円の財源措置が行われました。しかし、残念ながら本市では、この財源措置が保険料引き下げではなく、累積赤字解消のために補填され、保険料の軽減に至っていません。

医療費適正化と収納率向上の強化という前に、いま一番取り組むべきは、一般会計からの繰り入れを増額し、政令市一の高い保険料を引き下げることではないでしょうか。加入者の立場に立った制度の運用を強く要望いたします。

4. 子どもの貧困

4. (1) 子ども食堂について

次に子どもの貧困対策について伺います。

まずは子ども食堂についてです。

厚生労働省がこの6月に発表した2016年国民生活基礎調査によると、「子どもの貧困率」は2015年時点で13.9%、これは7人に1人の割合でした。過去最悪だった前回の調査から2.4ポイント下がりましたが、以前高い割合を示していることには変わりません。

また、経済協力開発機構(OECD)の直近のデータでは、日本は、大人一人で子どもを育てる世帯の貧困率が50.8%と極めて高いことが報告されています。特に、日本の子育て世帯の貧困の、世界から見れば異常ともいえる現実は、「働いても貧困から逃れられない」ということです。

OECD諸国加盟国との比較でも、ほかの国では、働きさえすれば貧困が劇的に改善しています。アメリカの場合、働いていない、ひとり親世帯の貧困率は90.7%にもものぼりますが、働けばその割合は31.9%へと改善されています。いっぽう日本では、働いていないひとり親世帯の貧困率が50.4%なのに対し、働いても改善されるどころか逆に50.9%へと悪化しているのです。

これは、ひとり親家庭に支給される児童扶養手当が、働いて少し収入が増えると減額されるという仕組みがあるからです。どれだけ働いても、過半数の世帯が貧困から抜けだすことができないという異常さです。

そうしたなか、貧困状況にある子どもたちに対し、美味しい食事、楽しい時間、地域とのつながりを提供する「子ども食堂」の試みが、全国各地で行われています。

本市でも12カ所の実施事例があり、その取り組みは、子どもの孤食防止、居場所づくり、地域住民とのつながり、また学習支援に就労支援まで行っているところもあります。ほんらい公的機関が担うべき分野まで目配せをし、支援している実態があります。

本市では昨年12月に、食堂を運営する12団体を対象に「子ども食堂の運営状況に関するアンケート調査」が実施されました。

調査では、開催場所について無料の場所を使っているのが75%とあり、個人所有や無償提供でなんとか会場をまかなっている状況でした。

しかし、食材については、全ての団体が何らかの費用の持ち出しで購入していることがわかりました。くわえて、運営資金については自己資金によらず、寄付金・助成金・利用者の利用料だけでまかなえているのはわずか1団体、残りの11団体はすべて自己資金で運営している実態がわかりました。

運営面の課題では、食材の確保がトップにあがっており、運営の根幹の部分で苦勞されている様子がうかがえました。

この7月に、北区で新たに子ども食堂を開設したいというみなさんに立ち会う機会がありました。開設にあたって市の担当課からは、基本的に各団体で自発的にやっつけらっしゃることですから、と既に食堂を開設している団体の一覧表とアンケートの結果を渡されたただけでした。

資金も体制も、そしてノウハウも全く白紙の状態、7月下旬、最初の子ども食堂を実施されたわけです。終了後の感想としては、正直もう少し行政からのアドバイスや支援があると思っていた、とのことでした。

昨年、市が主催した運営団体対象のワークショップでの要望で、食材の確保と並んで多かったのが、食堂開催にあたって子どもたちへの周知に対する行政のかかわりについてでした。

とくに学校との連携が必要ではないでしょうか。かつて学童保育は、その成り立ちはそもそもボランティアから始まったものですが、今では、学校長が責任者となっている現状です。そうした過去の事例から考えても、子ども食堂についてもボランティアが自発的やっつけられていることだからとせず、もう一步踏み込んだ行政の関与が求められます。

そもそも、こうした子ども食堂が全国的に広がった背景には、子どもの貧困に対する、政治や行政の施策の「貧困」、それにこそ、問題があったはずで。

そこでお尋ねします。

第一に、現在、市では市内子ども食堂の実態把握や運営団体相互の情報交換のためのワークショップ等を実施されておりますが、しかしそれがちゃんと市民のみなさんや、新たに子ども食堂に取り組みたいと考えている皆さんに共有されているとは言えない状況があります。

そこで、食堂開催の周知や情報発信、運営団体の横の連携強化の支援について、行政でしっかり支援する取り組みを行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

第二に、やはり全くボランティアで運営、継続していくことは大変困難です。先ほど述べた、学校との連携、そしてエンゼル基金のから助成があるとはいうものの、たとえば、食材についてはフードバンクのような仕組みの立ち上げや、運営費の支援など、行政の今一步踏み込んだ支援

が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉局長に伺います。

(答弁)

(返し)

アンケートの結果からも分かるように、子ども食堂の運営は民間任せになっています。ボランティアの皆さんが、「子どもの貧困」のために身銭を切って奔走されていますが、そもそも「子どもの貧困」は今の社会が生み出した問題であり、その解決には、国や自治体が責任をもって向き合っていく課題です。

熊本市が子ども食堂に対して、ノウハウの面でも、財政的な面でも積極的な支援をおこなっていくよう強く要望します。

4. (2) 学校給食の補助について

次に、学校現場での子どもの貧困対策への取り組みとして、学校給食についておたずねします。

学校とは、日本の子どもの施策の中で、最も普遍的なものであり、子どもの貧困対策に、学校がきちんと位置づけられていることは大事なことです。

貧困対策は、誰が貧困者であるか、救済されるべき人を見つけ出して救済するという、選別的な救済から始まったという経緯があります。誰が救済されるべき人かということでは、常に大きな論争があり、ともすれば救済された人はむしろ恥ずかしい思いをする。スティグマ、いわゆる「恥の烙印」を伴うものです。

一方で、学校に通うこと自体にはスティグマ、「恥」は伴いませんから、その学校が反貧困の機能を持つと、そのこと自体に大きな意義があります。

さて、そこで学校給食です。

学校給食が果す役割として、国民生活基礎調査の全国調査でも、経済水準が低い家庭の中高生は、高い家庭の子に比べて肥満の割合が3倍であったのに対し、完全給食の実施率が高い小学生では双方とも、肥満の割合は変わらなかったという結果がでました。これは、学校給食により、栄養バランスが取れている結果だと推察されます。

学校給食が、格差対策の点でも、その役割を果たしていること表すものです。

学校給食については、いま全国で学校給食の負担軽減に取り組んでいる自治体が増えており、全国1741の自治体で給食費の全額並びに一部補助を実施している自治体は417自治体、うち完全無償は55自治体にのぼります。

熊本県下では、荒尾市がこの10月に全小学校で無償化に取り組みます。

いっぽう今現在、本市の給食費の負担額は、2015年度実績で、小学校が平均年間実施回数188回で給食費が243円ですので、年間約4万5,700円。中学校が実施回数177回に給食

費が295円で、年間約5万2,200円です。子ども2人の世帯では、給食費の負担は、9万円から10万円以上になります。3人以上の多子世帯となればなおのことです。

要支援世帯へは、生活保護や就学援助による給食費の全額助成をしているとのことですが、子どもにとって一番普遍的な制度である学校という場においては、選別的な救済ではなく、皆が等しく支援が受けられる制度にすることが必要ではないでしょうか。

学校給食は、学校給食法により食育として教育課程の中に位置づけられています。教育課程の中にある以上は義務教育においては、無償提供を旨とすべきです。

そこでおたずねします。

学校給食が格差対策の役割をはたしていることも考えれば、本市でも学校給食については無償化も視野に何らかの援助に足をふみ出すべきだと考えますがいかがでしょうか。

教育長に伺います。

(答弁)

(返し)

教育長は、ただいま「受益者負担」ということを言われましたが、教育基本法ではその目的を、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と定めており、子どもたちは社会の宝としてその教育が行われます。

憲法でも、教育基本法でも、その他各教育にかかわる法律に「受益者負担」という考えは出てきません。それは、教育の理念にそぐわないからです。教育長のその感覚こそ正して、子どもたちの健やかな成長のために全力を注いでいただきますよう強く要望いたします。

つづいて、桜町再開発、熊本城ホール整備についておたずねします。

5. 桜町再開発・熊本城ホール整備について

5. (1) 景観上襟の例外適用について市長の認識

桜町再開発事業は、熊本城を望む中心市街地に位置しています。景観条例に基づく高さ規制を超えるビルとなるために、景観審議会での審議が行われました。

2013年12月の第21回景観審議会では、「公益性の高い複合施設であるため、高さ・海拔73.6メートルを了承する」と結論付けられています。しかし、巨大な建造物であるだけに、その圧迫感を解消してほしいと個別意見がつけられました。

その中の一つには、「高さの規準を超える例外が当たり前になっては困る」という厳しい意見もありました。その後、事業者としては若干の外観を変更し景観審議会に報告されましたが、今、その外観パースを見るとときに、圧迫感の正体は何なのかと、考えさせられます。

桜町再開発地区は、熊本城への眺望・熊本城からの眺望を確保するための景観形成基準を定める重点地区となっています。「公益性」を理由に約20メートル近くも高さをオーバーする建物がた

承されている訳ですから、「公益性」が理由になる部分はやむを得ないかもしれませんが、そうでない部分についてはできる限り景観形成基準を順守することが必要ではないでしょうか。

MICE 施設部分については、ホワイエ部分の高さは低くされています。一方、マンション・ホテル部分については高さは変わっておらず、熊本城正面に立ち上がる壁となっています。しかも、15階建てマンションの高さ基準を超えた部分が最も高い分譲価格で売り出され、事業者の利益を膨らませることにつながっています。

74万市民にとってかけがえのない熊本城の眺望よりも企業の利益が優先されるような景観条例の例外について、市長はどのような認識をお持ちでしょうか。

5. (2) 経済活性化の寄与について

2点目、景観条例の規準を超える高さ73.6メートルの巨大ビルとなる桜町再開発事業は、熊本市民の大切な景観を企業利益に差し出し、財政面でも事業費総額755億円のうち、その55%、417億円を国や熊本市が支出するという、公的な支えなくしては成り立たない事業です。それだけに公益施設さえ入れればいいというような事業であっては困ります。

地元・熊本にどのように貢献していくのか、それが問われる事業となります。そこで一つは、地域経済活性化への寄与です。いよいよ建設工事も始まっています。

再開発事業の商業・保育所・バンケット・シネコンの部分にどの程度の地元企業が参入してくるのでしょうか。床面積の何割程度のなるのか教えてください。

また、再開発ビル全体で、地元からの雇用はどの程度あるのでしょうか。特に、正規雇用として何人くらい雇用される見通しがあるのか教えてください。

また、熊本市が整備する熊本城ホールについての地元雇用の見通しがどうなるのか、正規・非正規別をお願いします。

5. (3) 事故防止に向けた対策について

3点目、桜町再開発事業の工事を受注している大成建設は、全国の工事現場で重大事故を次々と引き起こしています。今年になってからだけでもニュースになった重大事故が4件もあります。

1月には高浜原発構内で113mの巨大クレーンが倒壊する事故が起きました。4月には2020年開催の東京オリンピックのメインスタジアムとなる「新国立競技場」の建設現場で働く23歳男性の過労自殺が発覚しました。6月には神奈川県庁新庁舎建設工事現場での作業員の転落死亡事故、8月には東京千代田区の老舗宴会場「東京会館」建て替え工事で作業中の作業員が3人死亡する事故が起きました。昨年発生した博多駅前の道路陥没事故もまた大成建設が元受けとなっていたものでした。

このような事態を受け、マスコミには「過労自殺に続き転落事故、大成建設に何が起きているのか」「大手ゼネコン大成建設の工事現場でまた死亡者」「危険なゼネコン大成建設、ありえない大事故続出」などの見出しが躍り、コスト圧縮による慢性的な人手不足などが指摘されていました。

高浜原発の事故現場では、原子力規制委員会の保安規定違反が認定され、労働基準監督署の指導が入りました。丸の内の東京会館工事現場の事故は、「作業をしない日」と定められた「祝日」に

発生した事故でした。

市長は、大手ゼネコン・大成建設の頻発する重大事故の状況についてどのような認識をお持ちでしょうか。

また、桜町再開発事業は、民間事業とは言っても、市が助言しながら事業をすすめ、事業費の6割近くを税金で負担する公共と切っても切れない事業です。そこで、重大事故が発生しては困ります。重大事故が絶対に繰り返されないように、熊本市として申し入れをすべきと思いますが、いかがお考えですか。

以上、3点大西市長におたずねします。

(答弁)

(返し)

景観条例の例外適用についての認識では、「バスターミナル等、公益性が高い複合施設であることから海拔73.6メートルが了承されたもの」との答弁でした。しかし、景観を阻害する原因となっているのは、熊本城ホール、ホテル、マンションです。

熊本城ホールは、市が整備する公益施設なので「公益性」ということが言えるかもしれませんが、ホテルやマンションは企業の運営する営利施設で、「公益」という言葉は当てはまりません。特に、マンション部分は「ザ・熊本ガーデンズ」と銘打ち、熊本市中心部の熊本城を目の前にした一等地、立地や利便性に優れた高級マンションとして売り出されようとしています。

最上階は、プレミアムフロアとして最高1億6200万円、最低でも1億800万円という破格の値段で販売されます。総戸数159戸の平均販売価格は、1戸当たり5453万円とこれまでになかった高い価格となっています。

いま全国の再開発は、企業が高利益を得るために高層マンションと一体となった開発が増えていますが、まさに桜町再開発の高層マンションもまた、再開発ビルの中でも多額の企業利益を生む部分となっています。特に、景観条例違反となる最上階の15階をはじめとした上層階が億ションとして売り出され、マンション販売の利益を膨らませていることは明白であります。「公益性」を理由に景観条例の例外適用を認めるのであれば、マンションやホテルなどの営利施設は高さを下げるべきであります。それがなされないのは、桜町再開発という450億円もの税金をつぎ込む事業が企業の利益優先ですすすめられているからではありませんか。

企業の利益のために、市民の大切な財産である景観を売り渡したとしか言いようがないことを厳しく指摘しておきます。

再開発ビル建設にかかる事故の問題では、先ほど紹介しましたように、大成建設は「危険なゼネコン」と評される状況にあります。新国立競技場での過労自殺に関して、当時の塩崎前厚生労働大臣は「元請け下請け企業すべてについて、労働時間の実態を調査の上で、問題が認められた場合には、是正に向けて厳しく指導していきたい」とコメントされていました。

また、神奈川県庁新庁舎工事現場における死亡事故については、知事が大成建設社長に対し、安全管理の徹底についての指示を出し、二度と事故が発生しないよう、あらゆる機会をとらえて工事現場の安全管理を徹底することを表明しています。市長も、安全管理等について指導・申し入れを

行っていただくとのことですので、再開発事業者はもとより、工事を担う大成建設に対しても申し入れを行うこと、その場合、元請けの大成建設のみでなく下請けまで含めて徹底した安全管理が行われるよう申し入れていただくことをお願いしておきます。

再開発ビルへの地元企業の参入については、事業者に申し入れているとのことですが、再開発ビルは床の価格が高いだけに、地元企業進出はなかなか厳しいと思われます。本当に参入が進むのか、実態を把握し、その内容は議会等へも報告していただくようお願いいたします。

(再質問)

そこで1点、市長に伺います。

熊本城ホールにおける地元雇用では、「指定管理者の選定に際して、提案された内容を適正に評価していきたい」と答弁されました。それならば、指定管理者選定にあたっての仕様書に地元雇用について明記しなければ、それはできません。

指定管理者選定における仕様書に「地元雇用」について明記されるのでしょうか。

(答弁)

桜町再開発事業・熊本城ホール整備は、市政史上最大の税金投入となる大型ハコモノです。地元における直接の雇用効果が表れるよう、特段の取り組みを要望しておきます。

また、熊本城ホール整備については、所管となる経済委員会で那須議員がさらに踏み込んでお尋ねしますので、時間の関係もあり論議はそちらに譲りたいと思います。

6. 立野ダム

これまで毎議会ごと、市長に対して立野ダム建設についての国交省の説明責任、ひいてはダムの最大受益地である自治体の長として、市民への説明責任を繰り返しお尋ねしてきました。市長は、国へ説明を求めていくと毎回答弁されるも、国から住民への具体的な説明はなされずに来ました。

熊本地震以来、多くの人が立野ダムの安全性に疑問抱き、そのことに対して行動を起こしはじめています。従来の市民団体主催のダムの学習会は、こここのところ毎回会場いっぱいになるほどの参加者です。南阿蘇村では住民有志が県へ要請行動をおこないました。大津町議会では保守系議員がダム建設予定地の安全性を疑問視する質問をおこないました。また今月に入っては、市内流域の自治会で、自治会長を呼びかけ人とするダムを考える会が発足、住民有志の学習会が催され、新聞各紙で報道されるなどしています。

そこで、市長に尋ねします。

第一に、こうしたなか、この5月、国交省との意見交換会で大西市長が住民説明について要望されたとの、新聞報道がありました。具体的にどのような要望をされたのでしょうか。

2点目として、国交省は、この7月から計5回に渡る、流域住民を対象とした現地見学会を計画実施しています。

これまで私たちが繰り返し、どれだけ要望しても一切聞き入れられなかった、住民への説明会です。これはまさに、市長が意見交換会の場で住民へ説明を、としっかり求められた結果だと評

価しております。

しかし国交省は、現地見学会こそ開催したものの、いっぽうで市民団体からの6回にわたる公開質問状には、いまだ一切回答しておりません。また、現地見学会の場でも参加者からの質問にたいしては、「ホームページを見て欲しい」などとするばかりで、しっかり答える姿勢がありません。

一般参加者は、立野ダム事務所のホームページを見ない限りは、見学会の実施すら知りえないにもかかわらず、国交省は連携関係にあるNPO法人に見学会の動員をかけるなど、見学会を身内で固めて既成事実化しようとしていると取られても仕方がない動きをしています。

こうした国交省の姿勢は、市長が求められた住民への説明責任と整合するものなのか、市長自身どう受け止めておられるか、お聞かせください。

(答弁)

(返し)

いま、ご答弁頂きましたように、さまざまな機会をとらえて国へ要望していただいたことが、今回の現地見学会につながったものと私も理解するものです。

しかしながら、この見学会も、計5回の開催のみで参加人数が75名とごく限られており、また見学会での国の対応も参加者に十分説明を尽くすものになっていません。

なにより、最大の受益地である本市において、市民に説明する場が設けられていない現状は解消されておられません。国の流域住民を対象とした会は、2012年9月に公聴会が開かれたのみで、説明会にいたっては皆無です。国に対しては、本市流域住民を対象とした説明会を開催し、説明責任をしっかりと果たすよう、引き続き要望して頂きますようお願いいたします。

質問を続けます。7月の九州北部豪雨、福岡朝倉地区を襲った大量の土砂と流木に、改めて想定外の被害にダムが耐えられるのかと、誰しも疑問に感じたと思います。改めて立野ダムの問題点について、以下お尋ねします。

(1) まず、7月の豪雨で、私たちに大きな衝撃を与えた、流木の問題についてです。

国の説明では、流れてきた流木や大きな石は、立野ダム上流約200mの地点に設置した流木捕捉施設で捕捉される、としています。が、何立方メートルの流木まで対応できるのでしょうか。国交省の資料では、この流木捕捉施設は幅42m、高さ5mですので100mにわたり流木や土砂を貯めたとしても、 $42 \times 5 \times 100 \div 2 = \text{約} 1 \text{万立方メートル}$ しか貯めることができません。一方で7月の豪雨では、新聞報道によると、福岡県が、朝倉市と東峰村で少なくとも36万立方メートルの流木が流れたと推計した、と報道されています。朝倉市の赤谷川単体を見ても、約21万立方メートルの流木が流れたとされています。

一方、立野地域ではどうだったのでしょうか。2012年の九州北部豪雨及び、熊本地震後の豪雨で、立野地点を通過した流木は何立方メートルと計算されているのでしょうか。

(2) 第二に、洪水時、一時的に何 m^3 の土砂が堆積し、そのうち何立方メートルが幅5mしかないダムの放流孔を通り下流に流れるのかという点です。

国交省の説明では「湛水によって一時的に体積していた土砂は徐々に下流に流れていく」として

います。一方で、7月の豪雨では九州大・三谷泰浩教授の推定によると朝倉市の赤谷川では120万立方メートルもの大量の土砂が流出したとされています。

一時的に何立方メートルの土砂が堆積し、平水位に戻るまでに何立方メートルが幅5mの放流孔を通り下流に流れるのか。赤谷川での120万立方メートルもの土砂に立野ダムが耐えうるのだろうか、見解をお聞かせください。

(3)「立野ダム建設にかかる技術委員会」の資料と実際の土砂崩壊箇所が食い違っている点についておたずねします。

昨年8月の「立野ダム建設にかかる技術委員会」が、わずか3回の会合で検討した国交省の資料では、熊本地震後に現地調査対象斜面として抽出された16地区については今後、必要に応じて対策工事を実施することにより、湛水に対する斜面の安定性を確保することができる」としていますが、その16地区は、多くの土砂崩壊箇所のほんの一部に過ぎません。現状を見れば、特に右岸側の立野溶岩の台地側ではダム水没予定地の大半が崩落しており、国交省が技術委員会に提示した資料と大きく食い違っています。

崩落箇所のほとんどでは、ダム水没予定地の底まで降りる道路を作れない状況ですので、重機などをおろすこともできず、土砂崩壊の対策工事は不可能です。

このように、技術委員会で検討された資料と実際の土砂崩壊箇所とが食い違っています。まさに技術委員会の結果が、立野ダム建設における安全性を担保するものに足りないことをあらわしています。わずか3回の会合で、十分な説明がなされているとはいえません。改めて技術委員会の検討をやり直すことを求めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

以上、3点について大西市長におたずねします。

(答弁)

(返し)

事業主体は国土交通省であるので、言及する立場にないとのべられましたが、一方で市長は、「白川改修・立野ダム建設促進期成会」の会長というダム建設推進役をされている立場でもあります。そうであるならば、市長にも住民の立場にたって、ダムの安全性や疑問に対し説明を尽くす責任があると思います。

ダム建設に対する国交省の説明責任を問う声は、いまや、従来の市民団体の皆さんだけにとどまりません。

熊日新聞が1月に社説で「立野ダム・丁寧に説明重ねる姿勢を」と言及したのを皮切りに、その後も囲み記事やコラムで「立野ダムは大丈夫か」、「立野ダムをめぐる違和感」等の見出しで繰り返し説明責任を問うています。

現在開催中の現地説明会のあり方についても、毎日新聞が毎回、「質問状の回答拒否」、「国交省はゼロ回答」として、国交省の姿勢を厳しく指摘しています。

技術委員会の検討の内容につきましても、今のダム建設予定地周辺の土砂崩落のありさまを見るならば、きわめて危険であることは一目瞭然です。

昨年、たった3回の会合でこの重要な問題について検証することは難しいと思われま

す。不十分な検証の中身を根拠にダム建設をこのまま進めていくべきではありません。市民の安全を守るためにも技術委員会の検討をやり直すことを、国へ強く求めるべきです。

そのことを強く要望しておきます。

本日私が準備いたしました質問は以上です。質問時間の多くを割きました、熊本地震からの復興・復旧は、今後さまざまな局面、課題が出てくると思います。そうした課題の解決にこれからも力を尽くしていく決意を申し上げ

まして、質問を終わります。

どうも、ご清聴ありがとうございました。